

郎店中山よし江新兩替町三丁目庄藏店酒井東人元數寄屋町壹丁目忠治店吉田千代見此四人  
之分、重ニ町々明地板圍表裏并便所等江引札張紙いたし、手廣ニ渡世仕候趣ニ御座候、

但宅預リ婦人之分、出産之水子貳百日、又は其次第ニ寄、金壹朱位相添、重ニ本所回向院江葬候  
由ニ御座候、

右女醫師共名前荒増申上候、重立候分、小前之分も有之、都而療治代請取高之儀は、元不筋不儀よ  
り密事之療用請引候儀故、其頼人之次第貧福ニ寄、不正之療治代等受取候義ニ而、非分之業體ニ  
有之、其日稼之貧人ニ而、家族も多、此上出生等有之、營方も無覺束暮兼候者共は、夫婦相對之上、右  
療用頼候者も可有之候得共、稀之儀ニ而、其餘右體之療治致し候者も有之故、自然心馳不儀、及密  
會候者も可有之、世上ニ無之候共、差支候向も有之間敷哉ニ奉存候、前書廉々、内密承探、此段申上  
候、以上、

寅六月

加賀町

名主 平四郎

〔徳川禁令考四十九文武藝術〕天保十三寅年十一月晦日

女醫師之儀ニ付御觸

市中女醫師と唱候者、血道之療治正敷致候は、不苦候處、其中ニは、妊娠之者を頼ニ應じ預り置、墮  
胎致させ候類も有之哉に、相聞、不届之至候、向後右様之儀於相聞は、頼人迄も逐一途穿鑿、急度答  
可申付候間、兼而此旨可存候、

穩婆

〔安齋隨筆前編十一〕一穩婆とりあげば、也國史、三鏡類世繼類等、古代の實録に、とりあげば、

事なし、産になれたる常の老女、此事をせしなるべし、今の世のとりあげば、といふ物は、近世の  
事也、是は老女などめしつかふ事もなきいやしき者、あたり隣の産になれたる人を頼み、其頼ま  
れし人を、功者也といひふれて、所々よりたのみしが、後には家業の様になりて、とりあげば、と